

**第3次宗像市
都市計画マスタープラン
(素案)**

令和6年8月

第4章 都市施設等の方針

第4章 都市施設等の方針

都市づくりに関する現況や課題、社会潮流を踏まえ、主な対応方針を以下に示します。

< 4-1 交通施設の整備方針 >

- 本市の産業経済活動を支える広域的な道路ネットワークの形成
- ユニバーサルデザインの推進による快適な歩道・自転車走行空間の創出
- 居住地における狭あい道路の拡幅整備及び安全対策の推進
- 高齢化に伴う公共交通需要の高まりに対応する駅のバリアフリー化の推進、バス路線の維持
- 多様なニーズに対応するデジタル技術を活用した移動しやすい都市環境の形成
- 円滑な乗り継ぎなどを可能にする交通結節点の機能強化

< 4-2 公園・緑地等の整備方針 >

- 緑のネットワークの構築などによる生態系を考慮した生物多様性の保全と創出
- 民間活力を誘導するなど、官民連携による新たな公園の活用
- 誰もが安全・安心して利用できるインクルーシブな公園づくり
- 長寿命化に基づく公園や緑地の計画的な維持管理

< 4-3 公共公益施設の整備方針 >

- 治水機能を確保するとともに親水性を兼ね備えた河川整備の促進
- 老朽化が進む管渠施設の計画的な更新・維持管理
- 河道掘削や拡幅などによる流域治水対策の推進
- ごみ処理場、火葬場などの適正かつ効率的な管理運営
- 老朽化が進む施設の長寿命化や集約化による機能強化、既存ストックの有効活用の推進

4-1. 交通施設の整備方針

本市においては、既存の道路網、公共交通機関を効率的・有機的に活用しながら、交通施設を整備します。広域連絡道路については、広域化する交通需要に適切に対応する道路網を整備するとともに、道路の機能分担を適正化し、自動車交通の円滑化や安全性を向上させます。特に、観光・レクリエーション施設などへの円滑なアクセスを支え、観光ネットワーク化を図るため、市域を南北につなぐ道路や観光施設周辺道路、駅周辺道路の整備を進めます。

市内の幹線道路は、都市計画道路の整備を推進することで、分散した市街地を結ぶ連絡道路を強化します。交通手段については、急激な高齢化の進展に適切に対応し、自動車を利用できない交通弱者の視点に立って、バス、鉄道、船舶などの公共交通機関の利便性を向上させ、あわせて道路や駅、主要なバス停、港などの交通結節点の整備を推進します。また、地球温暖化防止や市民の健康増進、歩いて暮らせるまちづくりの実現のためにも、過度の自家用車利用を是正していきます。歩行者、自転車の安全性を確保する歩道・自転車道を整備するとともに、植樹などによりアメニティや都市景観の向上にも資する安全で魅力的な道路空間の創造を進めます。

こうした観点に立ち、次の4点を交通施設整備の基本方針とします。

- ①円滑な広域自動車交通と観光・レクリエーション施設などへのアクセスを支える連絡道路の整備
- ②市内の各地域をネットワークする都市計画道路などの整備
- ③公共交通機能の確保と交通結節点における乗り換えの利便性を高める施設整備
- ④歩いて暮らせるまちづくりを実現する安全で魅力ある道路空間の整備

(1) 道路整備の方針

1) 広域連絡道路整備

ア 東西交流軸

国道3号は、福岡、北九州両大都市圏を結ぶ広域幹線道路として、混雑解消など近年の交通量に適切に対応した通行空間としての機能を強化し、主として広域的な自動車交通を円滑にします。

国道495号は、観光・レクリエーション軸として、玄海国定公園内の自然環境や沿道景観に配慮した道路整備を進めるとともに、道の駅むなかた周辺の円滑な交通を促進します。また、市外からのアクセス性を隣接市町と連携して強化します。

イ 南北交流軸

宗像地域と玄海地域の市域内南北を結び、筑豊地域をつなぐ南北軸を強化します。

●西側南北軸の強化

主要地方道宗像玄海線から、主要地方道宗像篠栗線や市道東郷橋宮田線に連携し筑豊地域（若宮IC方面）に向かう道路及び東郷駅に向かう道路を市域西側の南北軸とし、沖ノ島、大島、宗像大社辺津宮、宗像ユリックスなどを結ぶ歴史・自然・文化の交流軸を形成します。

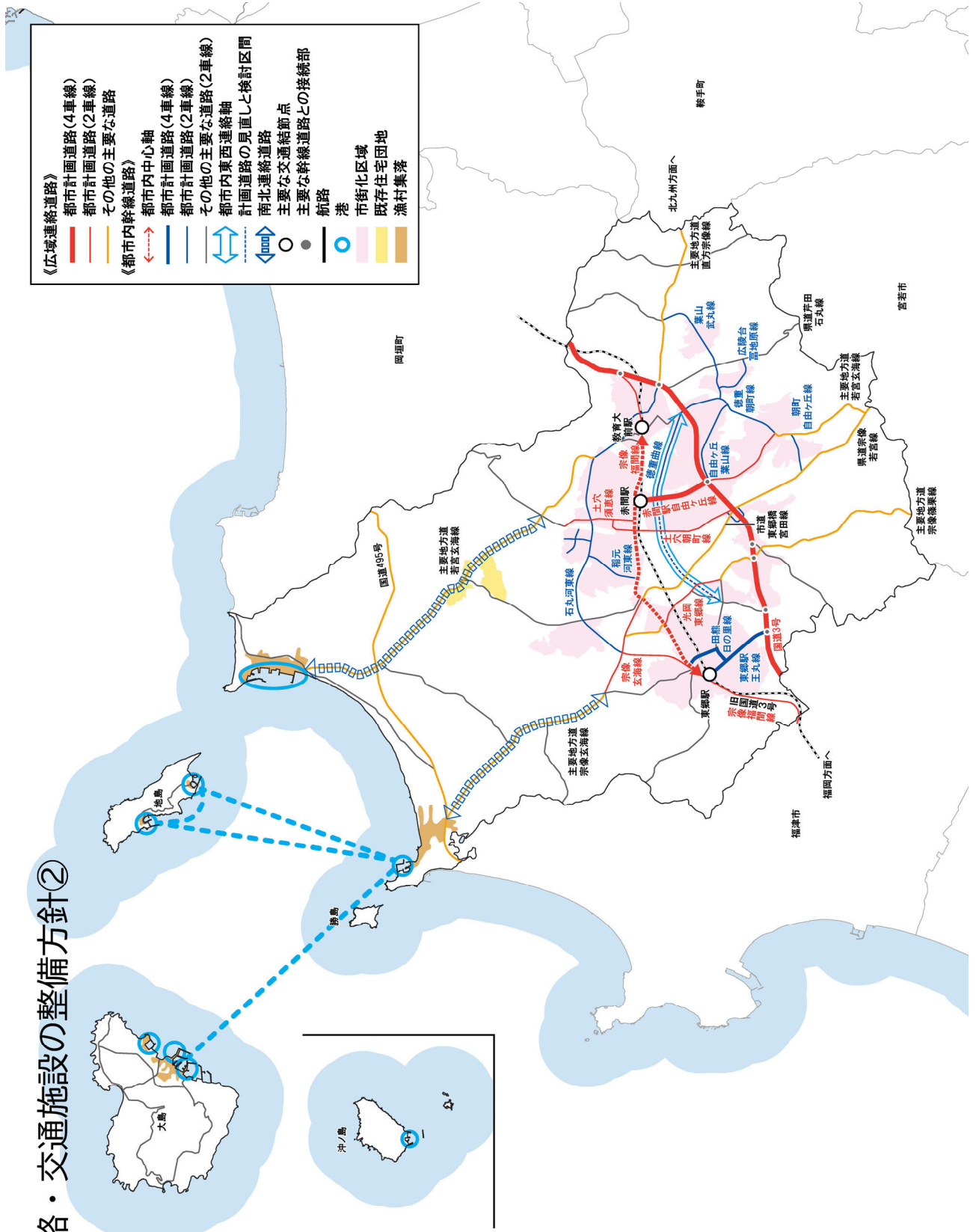
観光・レクリエーション施設への安全で快適な移動を確保するため、朝町川沿いの市道東郷橋宮田線の整備を進め、県道宗像若宮線を経由することで筑豊地域（若宮IC方面）との連携を強化します。

●東側南北軸の強化

主要地方道若宮玄海線から県道宗像若宮線、県道芹田石丸線、主要地方道直方宗像線などに連絡し、筑豊地域（若宮IC方面、鞍手IC方面）に向かう道路を市域東側の南北軸とし、学術・産業・スポーツ拠点などを相互に結ぶ連絡軸を形成します。

主要地方道若宮玄海線や主要地方道直方宗像線の整備を促進することにより、中心拠点や観光・レクリエーション施設へのアクセス性を高めるとともに、県道宗像若宮線を経由して筑豊地域（若宮IC方面）との結びつきを強化します。

道路・交通施設の整備方針②



2) 都市内幹線道路整備

ア 都市内中心軸

中心市街地の骨格となる**県道 97 号線 (旧国道 3 号)**は、本市の都市内中心軸として多様な都市活動を支える道路です。特に、西側は主要地方道宗像玄海線と東側は国道 3 号、主要地方道直方宗像線と連絡することで、広域的な連絡道路としての役割や市街地内を結ぶ幹線道路、鉄道駅へのアクセス道路としての機能を担うことから、自動車、歩行者・自転車など、多様な交通に対応できるように安全で快適な道路整備を推進します。

イ 都市内東西連絡軸

県道 97 号線 (旧国道 3 号)のバイパス機能を持ち、JR 鹿児島本線南側市街地における東西連絡軸を形成するため、都市計画道路徳重曲線の整備を推進するとともに、当該路線と国道 3 号や日の里地区とを結ぶ新たな連絡道路の整備を進め、東西の連絡を強化します。

ウ 南北連絡道路

主要地方道宗像玄海線と主要地方道若宮玄海線は、宗像地域と玄海地域を結ぶ重要な連絡道路であり、通学路としても利用されていることから都市計画道路としての整備を推進します。

エ 市街地相互のネットワーク

都市計画道路石丸河東線、都市計画道路葉山武丸線、都市計画道路徳重朝町線などの整備を推進し、市街地相互をつなぐ円滑な道路ネットワークを形成します。

3) その他の道路整備

ア 主要な生活道路

都市内幹線道路などを補完し、地域コミュニティの骨格を形成する生活道路などを適正に配置し整備することで、コミュニティ内の交通利便性や歩行者の安全性、防災性を高めます。

なお、幹線道路の整備により交通量の軽減が期待される道路は、沿道土地利用との調和を図りつつ地域内の自動車交通や歩行者・自転車交通を重視した道路として整備し、魅力ある道路空間を創出します。

また、「宗像市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の交通安全対策を推進します。

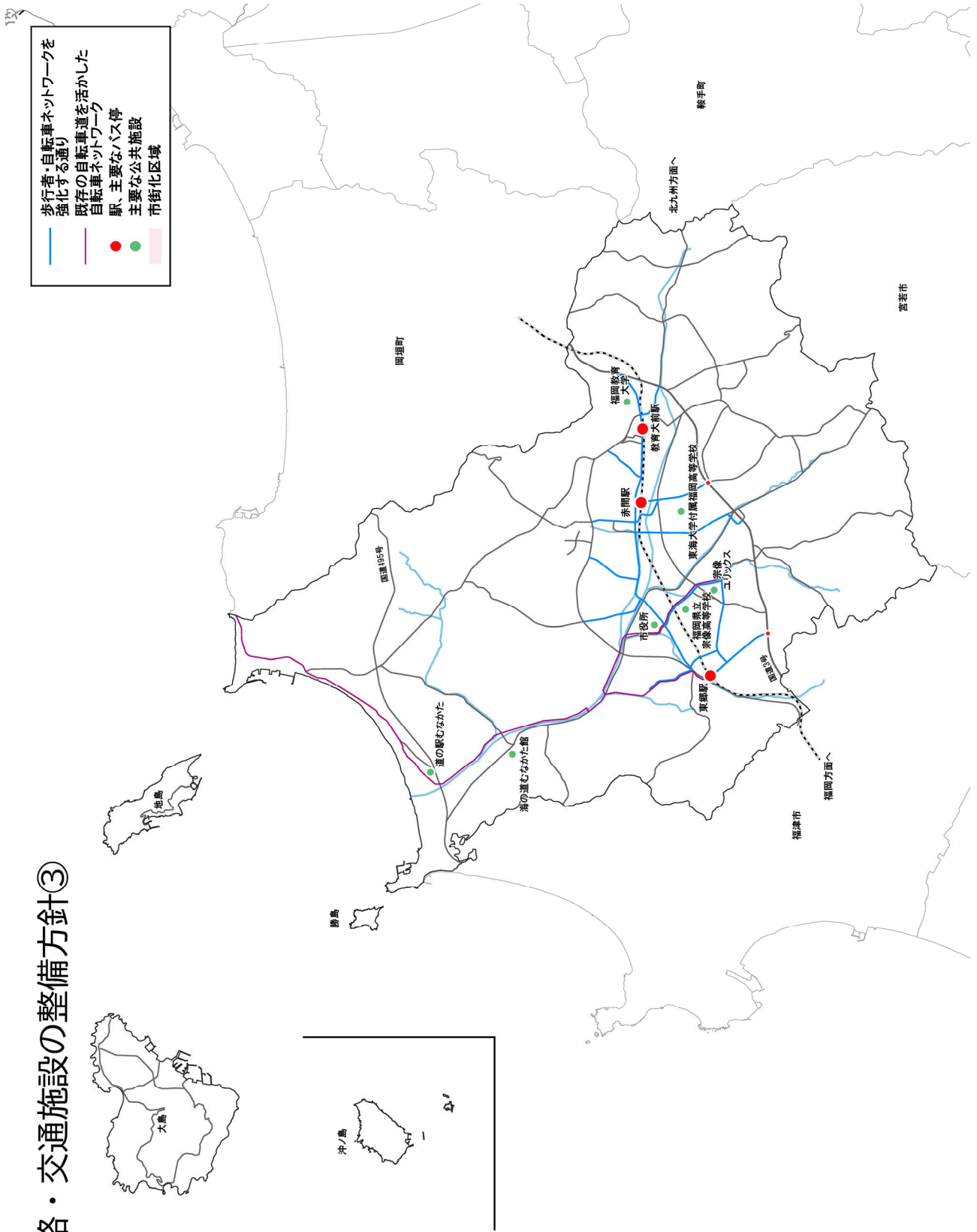
イ 歩行者・自転車ネットワーク

駅や主要なバス停から地域中心、生活中心などにアクセスしやすい歩行者・自転車ネットワークを形成します。特に、**県道 97 号線 (旧国道 3 号)**、駅、コミュニティを結ぶ主要道路においては、歩行者・自転車空間の拡充、整備を推進します。

また、**県道遠賀宗像自転車道線**を活用し、東郷駅と玄海地域の観光・レクリエーション施設を結ぶ安全で快適な自転車ネットワークを形成します。

赤間駅周辺については、中心拠点としてさらなる魅力を高め、滞在性・回遊性の向上を目指し、誰もが安心・快適に過ごせる人中心のまちなか空間を形成します。

■ 道路・交通施設の整備方針③



(2) 交通施設等の整備方針

高齢社会への対応や地球温暖化防止、観光目的の自動車交通の抑制を図るため、公共交通を強化します。そのため、道路、駅、主要なバス停、港などの交通結節点においては、継ぎ目のない安全で円滑な移動に資する施設整備を進めるとともに、乗り換えの利便性に配慮した施設配置やシステムの導入に取り組みます。また、多くの人々が利用する空間として魅力と快適性を高める整備を行います。

ア 公共交通

道路整備と連動し、公共施設や市街地間をネットワークするバス路線網の形成を目指し、関係機関と調整を行うとともに、コミュニティバスやAIオンデマンドバスの充実など交通弱者に配慮した公共交通の拡充・強化を進めます。

鉄道とバスの円滑な接続を図るため、駅の交通結節機能の強化に向けた整備を進めます。また、主要なバス停においては、バスシェルターの整備や沿道の土地利用と連携した休憩スペース、自動車・自転車駐車場の確保などを促進し、バスを利用しやすい環境づくりを進めます。

高齢化が進展する郊外の集落地における生活交通手段を確保するため、最寄りのバス停までのラストワンマイル・モビリティの導入について検討します。

また、MaaSの推進などにより、鉄道駅と本市が有する多彩な観光資源とを有機的につなげることで回遊性を高めつつ、地域経済の活性化や円滑な移動環境の創出に努めます。

イ 漁港・港湾

通勤・通学や買い物など離島住民の生活を支える航路の確保や、漁港・港湾のバリアフリー化など安全性や利便性を向上させます。

また、市民だけでなく、観光を目的とした人々も快適に利用できるように魅力ある漁港・港湾整備を行い、島々と本土をつなぐ魅力ある海の玄関口とします。

ウ 駐車場

駅、公共施設、各拠点においては、鉄道、渡船利用者や来訪者の需要を考慮し、各地域の土地利用や機能上適正な規模の自動車・自転車駐車場を配置、整備します。

玄海地域などへの観光客の駐車需要を考慮し、公共交通との役割分担を図りながら適切に駐車場を配置します。

エ 交通情報システム

宗像市サイン計画に基づき、公共施設、観光施設へスムーズに誘導するサインを整備します。また、道の駅むなかたに交通をはじめ防災、観光などの情報発信機能を整備します。

4-2. 公園・緑地等の整備方針

公園・緑地などについては、既存の大規模公園を有効活用し、余暇活動の拠点として市民の多様なニーズに応えるとともに、釣川の河岸をはじめ市域に広がる緑・水辺資源のネットワーク化を図り、観光・レクリエーション機能を強化します。身近な公園は、既存公園の維持・活用を基本としつつ、不足する地域では公共施設や地域資源などの整備にあわせて適正に配置します。その際は、周囲の豊かな自然環境を活かした公園とします。市街地においては、自然と街なみが調和した都市環境の形成に向け、緑化やオープンスペースの確保を進めます。

こうした観点に立ち、次の3点を公園・緑地等の整備の基本方針とします。

- ①大規模公園の有効活用と緑・水辺資源のネットワーク化
- ②公園不足地域における身近な公園の適正な配置、整備
- ③周囲の自然と調和した市街地形成に向けた緑化推進とオープンスペースの確保

ア 緑の拠点と緑資源のネットワーク

広域的な性格を持ち、一定規模を有する総合公園と地区公園については、市民の余暇活動の拠点として多様なニーズに対応できるよう質を向上させます。

特に、宗像市総合公園、明天寺公園、ふれあいの森総合公園については、近接するメイトム宗像、正助ふるさと村、ホテルの里などの公共施設や、その他の緑の資源間のネットワークを向上させ、市民はもとより周辺市町村からの来訪者も楽しく利用できる広域的な緑の拠点のネットワークを形成します。

また、日常的な散策やジョギング、週末のハイキングなどの活動に対応するため、釣川水系の河岸など緑を結ぶ散歩道の整備や、地域における主要な公園や水辺、山、神社、仏閣など歴史的資産を結ぶルートの設定や整備計画の策定を市民と協働で進めます。

人々のにぎわいや活発な交流を促進するため、民間活力を誘導するなど、官民連携による新たな公園の活用方策について検討します。

イ 身近な公園・広場の確保

市民の身近な生活の場をやすらぎとるおいが実感できる環境とするため、身近な公園・広場の整備などを推進します。

公園や広場の持つレクリエーション機能、防災機能、生物生息空間などの多様な機能に配慮しながら、歩いていける範囲に適正な配置を行います。また、緑に囲まれた歴史的資産などを活かした公園・広場整備を進め、観光客も利用できるような空間づくりを誘導します。

ウ 緑のまちなみ形成

ウー1 駅周辺など

市民や来訪者が集うJRの3駅や市役所周辺については、駅前広場の緑化やポケットパークの整備などを積極的に進め、緑あふれる空間を形成します。

ウー2 住宅地など

住宅地の緑化については、景観の向上や災害時の安全性強化のため、生垣や屋敷林の保全、形成などを促進し、緑被率を向上させます。

また、道路や公共施設についても、緑あふれる市街地を形成するため、積極的に緑化を進めます。

多様な主体との連携により、「宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画」に基づく長寿命化対策を図るなど、公園や緑地の適正な維持管理に努めます。

4-3. 公共公益施設の整備方針

(1) 河川・下水道の整備方針

本市の中央を流れる釣川をはじめその支流は、市民の生活や生産活動を支え、ひとつの生態系を形成しています。このため、釣川を守る市民活動を促進し、市民がうるおいのある生活をおくれるような河川整備を進めます。また、安全で快適な生活環境と豊かな自然環境の保全に向けた下水道の整備を進めます。

ア 河川の整備方針

釣川水系は、本市の自然環境や市民生活、農業生産環境の骨格をなしています。釣川グリーンネット事業を基本に、釣川を活かした市民と協働によるまちづくりを進めるとともに、市民が安心して水辺に近づけ、水辺を利用できる環境を創出するため、治水機能を確保しつつ、水遊びのできる親水性を兼ね備えた河川整備を促進します。

イ 下水道の整備方針

イ-1 汚水

生活環境の改善、釣川水系の水質向上を目的に進めている公共下水道事業については、老朽化が進む管渠施設を計画的に更新し、安全性を維持します。終末処理場は、全量の高度処理化を推進し、釣川水系のより高度な水質保全を進めます。

地島、大島地区の漁業集落排水施設については、施設の適切な維持管理を行います。

イ-2 雨水

市街地の浸水防止を目的に雨水幹線などを計画的に整備します。また、水害に対する安全性をより高めるため、雨水排水能力の確保や貯留施設の整備などを進めます。

河川の浚渫や河道掘削・拡幅などによる、流域治水対策を推進します。

(2) 処理施設等の整備方針

都市生活を営む上で必要不可欠な施設であるごみ処理場、火葬場については、今後も適正かつ効率的な管理運営を行います。また、稼働状況や処理量の推移を見ながら、適正な時期に施設の更新や整備などを行います。

(3) 公共施設の整備方針

より効率的で持続可能な行政サービスの提供に向けて、公共施設やインフラの再編などについて検討し、老朽化が進む施設の長寿命化や集約化による機能強化など、既存ストックの有効活用を推進します。

第5章 都市環境形成の方針

第5章 都市環境形成の方針

都市づくりに関する現況や課題、社会潮流を踏まえ、主な対応方針を以下に示します。

< 5-1 都市景観形成の方針 >

- 文化財及び地域特性に応じた多様な景観資源の保全・活用による交流拠点の形成
- 魅力ある景観資源を生かした回遊性の向上
- 住民参加による地域の魅力ある景観形成

< 5-2 環境に優しい都市づくりの方針 >

- コンパクトシティの形成による環境負荷の少ない都市構造の実現
- エネルギー利用の効率化
- 自立分散型エネルギーの導入促進
- 環境負荷の少ない次世代交通の導入

< 5-3 安全・安心の都市づくり方針 >

- 災害ハザードエリアにおけるハード・ソフト両面からの対策
- 避難路や緊急輸送路、避難所となる道路・施設等のインフラの強靱化
- 建築物の不燃化・耐震化の促進
- 通学路などにおける安全な歩行空間の確保
- 災害リスクの高い地域における移転促進
- 広域的な連携による流域治水の推進
- 防災や減災に資するデジタル技術を活用した強靱な都市環境の形成

< 5-4 人にやさしいまちづくりの方針 >

- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 交通弱者に配慮した交通ネットワークの形成

5-1. 都市景観形成の方針

市民が愛着と誇りを持ち、訪れたいくなる宗像らしい都市空間を形成するため、美しく親しみのある身近な自然景観、沖ノ島を経て釜山・金海へ至る海北道中など悠久の歴史と世界に誇れる宗像大社をはじめとした歴史景観など、本市が有する多様な景観資源を市民の共有財産として認識し、それらを保全・活用することを前提とした景観形成を推進します。また、本市の骨格を形づくる周囲の山なみや市域を貫流する釣川、美しい田園や海辺を背景とした農漁村集落景観、緑と共生した良好な住環境を有している住宅地景観など、本市がこれまで守り育ててきた景観を大切にします。

さらに、地域間を結ぶ主要な道路や河川を活かして景観資源をつなぐ景観軸を形成します。その際、景観軸ごと、地域ごとの特性に応じて、沿道や沿岸のまちなみと協調した景観形成を進め、観光振興にも資する景観軸の形成を目指します。

一方で、本市の顔となり都市の魅力や活力を醸成するような駅周辺景観の街なみ形成を進めます。加えて、市民や来訪者にとってわかりやすく、個性が際立つ街なみづくりのために、大規模建築物などの景観誘導や主要な道路の沿道景観の形成、地域の特性に応じた屋外広告物の規制、誘導などを、自然・歴史的景観と調和に配慮しながら推進します。

こうした観点に立ち、次の4点を都市景観形成の基本方針とします。

- ①多様な景観資源の保全・活用を前提とした景観形成
- ②骨格となる自然環境・住環境を守り育てる景観形成
- ③地域と景観資源をつなぐ景観軸の形成
- ④都市的な魅力を創出し、個性を高める景観形成

(1) 守り育てる景観形成の方針

ア 多様な景観資源

自然景観、歴史・文化景観、都市景観などの多様な景観資源について情報を共有し、新たな行為の際は、景観資源の保全・活用を前提とするよう誘導します。

特に、宗像大社や鎮国寺、沖ノ島などによる歴史・文化景観は、豊かな自然景観と調和し、本市を代表する景観資源のひとつです。このため、遺産としての価値を損なわないよう配慮しつつ、観光施策と連携し一体的な景観保全・整備を進めます。

イ 緑と水の骨格景観

本市の地形的特徴である周囲を取り囲む山林の景観や海辺の緑景観などを保全します。また、市の中央を貫流する釣川水系の水辺景観を保全するとともに、水に親しめるような景観整備を進めます。

ウ 田園・集落景観

釣川を中心に広がり、市街地を包み込む優良農地などの田園景観を保全します。また、農村集落では、集落と周辺の農地、山林を一体とした農村景観を保全します。

エ 海辺・漁村景観

さつき松原や砂浜、漁港などの多様な海浜空間を有した水辺景観の保全・整備を進めます。漁村集落については、海との関係や密集した住宅地の改善などに配慮した景観形成を進めます。

オ 住宅地景観

緑豊かでゆとりのある住宅地景観の保全・整備を促進するため、市民や事業者と連携し、地区計画の運用などにより、環境特性に応じた景観形成を進めます。

また、市域各地に延びる緑の尾根や斜面緑地は、住宅地景観にうるおいを与える貴重な景観要素としてその保全を進めます。

(2) 景観軸形成の方針

ア 水と緑の軸

釣川、山田川などの主要な河川やさつき松原を水と緑の軸とし、水辺に親しみ、松原の散策を楽しむことのできる憩い空間としての景観整備を進めます。

イ 歴史・観光軸

東郷駅や若宮 I C から、宗像大社辺津宮や神湊港渡船ターミナルを経て大島へ向かう道路と航路、国道 495 号を歴史・観光軸とし、本市の自然、歴史・文化を結ぶ象徴的な軸にふさわしい景観形成を進めます。

ウ 街道軸

旧唐津街道の道筋が残る区間を街道軸とし、名残をとどめる赤間宿と原町については、祭りやイベントを含めた地域のまちづくりの中で歴史的雰囲気をもつ街なみの保全と再生を進めます。

(3) 都市景観形成の方針

ア 駅周辺景観

赤間駅、東郷駅、教育大前駅周辺では、利便施設の集積に併せて、安心して楽しく歩ける歩行者空間や街なみを形成します。そのため、背景となる自然環境や周辺住宅地との調和を図りつつ、統一感のある建物デザインの誘導や緑化推進などを進めます。

特に赤間駅周辺については、回遊性を高め、賑わいを演出するよう、通りに面する低層部に店舗や人が溜まれる空間が連続するような街なみ誘導を進めます。また、東郷駅周辺については、宗像大社に向かう玄関口にふさわしい景観形成を進めます。

イ 公共施設・大規模建築物・工作物等の景観

地域の景観形成に大きな影響を及ぼす道路や公園、公共建築物整備などの公共事業、民間の大規模な商業施設や太陽光発電設備などの建築物・工作物については、周囲の自然や歴史的遺産との調和に配慮しながら、形態や色彩、緑化などの景観整備を行うよう誘導します。

ウ 沿道景観

旧国道3号沿道は、中心市街地を形成する通りとして中層の施設や住宅が連続する沿道景観の創出とともに歩きやすい沿道整備を進めます。

国道3号は、外部から市内への導入部となる主要交差点において、修景やサイン計画を行い導入部を明確にします。

さつき松原や海岸沿いを走る国道495号沿道は、広域的な観光・レクリエーションの軸として、自然景観に配慮しつつ、秩序と個性のある沿道景観を整備、誘導します。

エ 屋外広告物景観

都市の美観を維持していくため、屋外広告物についても適切な規制や誘導を行います。特に、重要な歴史的遺産の周辺や主要な観光動線の沿線、田園地域や自然地域における広告物の規制・誘導を強化します。

5-2. 環境に優しい都市づくりの方針

地球温暖化に代表される地球環境問題をはじめ、都市化に伴い発生するヒートアイランド現象、交通渋滞などによる大気汚染や騒音、水質悪化などの都市環境問題や生活環境問題に対処し、次の世代に豊かな都市環境を継承するため持続可能な都市づくりを目指します。また、宗像版集約型都市構造の形成を理念とする本市は、省資源・省エネルギー型の都市構造の構築や都市活動を推進するとともに、循環やリサイクルを前提とした社会経済システムの構築を進め、豊かな自然環境を維持・保全します。

(1) 循環型の都市づくり

ア 脱炭素のまちづくり

集約型都市構造の充実による都市機能の集積や公共交通ネットワークの形成、道路網整備により、効率的な都市活動を可能とする都市構造の形成を進めるとともに、歩いて暮らせるまちづくりを推進し、エネルギー消費の多い自家用車利用を抑制します。また、交通結節点の整備を進め、バス、鉄道などの公共交通機関の利便性向上と利用増を図ることにより、二酸化炭素排出量の削減とともに大気環境を向上させます。さらに、化石燃料から低炭素なエネルギーの転換を図るため、周辺の自然環境や生活環境に配慮した再生可能エネルギー設備の導入を促進するとともに、ZEH・ZEBの普及、環境性能に優れた次世代自動車の普及促進を図ります。

イ ごみの減量化と資源リサイクルの促進

適量購入・適量消費（リデュース）、繰り返し使用（リユース）、資源の再利用（リサイクル）を推進し、ごみ排出量を抑制するとともに、分別収集などの促進により資源ごみの再利用を行い、資源の循環をより一層推進します。また、公共建築物、道路などの整備に際しては、再生資源の利用を進め、リサイクルを推進します。

ウ 健全な水循環の確保

健全な水循環を再生していくため、市民や事業者に対し生活排水の適正な処理を促すとともに、安全・安心な水を市民等に提供するため、水質管理の強化や上下水道施設の適切な管理を行います。また、森林や農地を適切に保全することで、市街地の保水機能の向上に努めます。

(2) 自然と共生する都市づくり

ア 豊かな自然環境との共生

自然が持つ大気浄化や騒音、ヒートアイランド現象の緩和、緩衝などの多様な役割に着目し、本市の特徴である周辺の山々や丘陵部に残る斜面緑地、低地部に広がる農地、さつき松原の海浜などの豊かな自然の保全を進めます。また、市街地では庭の確保、生垣の設置、屋上や壁面の緑化など、自然と共生した都市づくりを市民と協働で行います。

イ 健全な生態系の保持

山林や農地の保全やビオトープ（様々な生物が生息生育する空間）手法の導入による河川、親水空間の整備など、生態系に配慮した都市づくりを進め、様々な生物が生息できる自然環境を保持します。

5-3. 安全・安心の都市づくり方針

安全な市民生活を確立するため、大雨、洪水、地震、がけ崩れ、津波、火災などの災害に対する総合的な防災都市づくりを推進し、災害に強い都市空間を形成します。また、防犯の視点に立った都市施設の整備を進めるとともに、コミュニティの育成や地区のルールづくりなどにより、犯罪の発生機会を低減し、誰もが安心して生活できる都市環境を実現します。

(1) 都市防災

ア 安全な住宅地の形成

住宅市街地や漁村集落の一部では、木造建築物が密集する地区があり、災害時には被害が拡大する恐れがあるため、建物の不燃化や宅地の緑化、狭い道路の改善を推進し、防災機能を強化します。

イ 公園緑地整備の推進

公園・緑地は、市民のレクリエーションの場や環境保全の場としての機能のほかに、災害時の避難場所や延焼を防止する緩衝帯にもなるため、防災空間としての適正な配置と管理を行います。

ウ 治山・治水の推進

水害や土砂災害等の防止のため、山林や河川の保全を図るとともに、市街地を取り巻く農地、山林などは災害緩衝空間として保全します。特に水害に対しては、雨水排水状況を改善するための河川改修を行うとともに、ため池や井堰などの改修・整備を進めます。また、市街地の水害に対する安全性をより高めるため、雨水排水能力の向上や貯留施設の整備など、環境に配慮した総合治水対策を進めます。

さらに、水災害のリスク増大に備え、多様な主体との連携により流域治水を推進し、ハード・ソフト両面から一体で多層的な取組を進めます。

エ 交通施設の改善

災害時の消防・救急活動や応急活動の円滑化を図り、避難場所への安全な経路を確保するため、道路幅員の確保や迂回路の整備などをはじめ交通施設を改善します。特に、広域連絡道路を担う国道や県道については、物資輸送などの緊急輸送路や延焼防止機能としても重要であることから、幅員の確保、道路排水施設の整備などを促進します。

オ 避難施設の安全性と援助体制の強化

避難施設となる小中学校、コミュニティ・センターなどの施設自体の安全性の強化や良好な避難生活環境の確保に努めるとともに、それらの施設における防災機能を充実させます。また、緊急時の情報伝達や避難誘導を迅速にするための情報伝達システムを拡充し、避難・援助体制を強化します。

また、民間事業者等との連携により、医療的措置が必要な高齢者や障がい者などに配慮した福祉避難所の指定に努めます。

カ 防災に関する情報の周知・啓発

防災意識の向上や被害の軽減を図るため、防災マップや防災ホームページ、自主防災組織の活動などを通じて、災害危険箇所や避難所の位置、避難路などの周知・啓発を推進します。

特に、土砂災害警戒区域などの災害リスクが高い地域については、立地適正化計画との連動により、居住誘導区域などの安全性が高い地域への緩やかな移転を促進する。

(2) 都市防犯

ア 防犯の視点を加えた市街地環境整備

道路、公園整備においては、隅切りや樹木の配置などによる見通しの確保、街路灯の配置に配慮するほか、近年増加する傾向にある空き地・空き家の適正管理の指導や利用促進などを進め、犯罪に結びつきやすい市街地環境を改善します。

個々の街区においては、地区計画や建築協定などの近隣のルールづくりを誘導し、壁面の後退や、生垣化の設置を進め、街なみやプライバシーに配慮しながら、一定の見通しを確保するとともに、防犯カメラの設置を促進します。

イ 安心して生活できるコミュニティの育成

ハード整備による市街地環境の改善だけでなく、ハード面の改善と連携して良好なコミュニティを形成します。そのため、日常から地域の様々な交流活動を活発にし、安心して生活できるコミュニティの育成を進めます。

5-4. 人にやさしいまちづくりの方針

「宗像市保健福祉計画」、「福岡県福祉のまちづくり条例」などと連携を図りつつ、高齢者や障がい者をはじめ、子育て世代など、市民生活を営む誰もが快適に生き生きと活動できる人にやさしいまちづくりを進めます。

ア ユニバーサルデザインのまちづくり

公共建築物や都市施設の整備にあたっては、段差のない空間やわかりやすい案内、歩行者空間の確保など誰もが安全に、快適に利用できるようユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

公園については、誰もが安心して遊べるインクルーシブな公園整備を進めます。

また、鉄道、バスなどの公共交通機関や民間の大規模施設等については、高齢者や障がい者などが容易に利用できるように、施設の整備や改善の協力を要請します。

イ 生活利便施設のきめ細かな配置

住み慣れた地域に住み続けられる環境を維持するため、コミュニティごとの特性に応じて、生活利便性を向上させる公共施設や身近な店舗、高齢化のさらなる進展に対応する医療・福祉施設などの適正な立地を誘導します。

ウ 公共交通ネットワーク

道路整備と連携を図りながら、主要なバスルートの設定や運行時刻の改善、コミュニティバスやA I オンデマンドバスの充実、ラストワンマイル・モビリティの導入などにより、交通弱者に配慮した交通ネットワークの形成を推進し、中心拠点や拠点、地域中心、主要な公共施設などへのアクセス性を高めます。

第6章 都市計画マスタープランの実現方策

第6章 都市計画マスタープランの実現方策

6-1 重点施策とその推進

都市計画マスタープランの目指す都市像を効果的に実現し、本市が都市としての魅力と活力を持続していく上で必要不可欠な施策や都市計画を推進するために、特に重要と判断される施策などを重点施策として定め、積極的かつ総合的に取り組みます。

この重点施策は、「第2章 都市づくりの目標と基本方針」「第3章～第5章の部門別方針」を踏まえ、都市の基盤をつくり、宗像らしい魅力的なまちをつくるために、重要度の高いテーマとして設定したものです。

ア 中心拠点の形成

赤間駅周辺において、住宅供給や商業施設、公共公益施設の集積を図る場合は、**災害リスクに対する対策を講じるなど、安全な都市基盤の構築と周辺環境への配慮に努め、**それらの立地需要に応じて、用途地域の見直しや区域区分の変更などを検討します。

イ 工業用地の確保

新規の企業誘致や既存企業の再配置のため、若宮インターチェンジ近接地や国道3号沿道に新たな工業用地の確保を検討します。その際は、**周辺環境との調和に十分配慮し、**立地特性に応じ地区計画などを活用し、**適正な土地利用の誘導**を行います。

ウ 既存住宅団地の再生・再編

昭和40年代に開発された大規模住宅団地における、居住者の高齢化や人口減少、空き地・空き家の発生や居住環境の低下が懸念される区域や駅から離れた区域については、**面的な整備手法や用途変更、容積率の緩和など、都市計画の規制と誘導を用いて**街区の再整備や住み替えを促進します。

また、「住マイむなかた」や「宗像市空き家・空き地バンク」などと連携し、空き地・空き家情報や住み替え情報の提供、老朽化した住宅の建替えを促進します。

エ 地域中心の形成

各地域の特性を活かした**地域生活拠点**を形成するため、地区計画や面的整備手法などを活用して整備を進めます。特に、農村集落や漁村集落においては、**農業、漁業の振興、観光・レクリエーション機能との連携を図りながら地域の活性化に資する拠点**を形成します。

オ 地域資源の保全と活用

豊かな自然や歴史的遺産、農漁業などの地場産業を保全・活用し、観光・レクリエーションなどに有効に活用していくため、環境保全や魅力的な街なみ形成など地域のまちづくり目標に応じて、都市計画法や景観法などに基づく制度を活用します。

特に宗像大社は、平成29年7月に「宗像・沖ノ島関連遺産群」が世界遺産に登録され、本市の歴史・文化的シンボルであるとともに、**重要な観光資源でもあることから、将来にわたり貴重な財産を守り続け、持続可能な世界遺産のあるまちづくりを進めていきます。**

また、多彩な地域資源の有機的なつながりを生み出し、回遊性の向上を図るため、玄関口となる鉄道駅などを中心に、公共交通と連動した観光拠点の形成を図ります。

カ 公共交通を中心とした総合的な交通体系の強化

鉄道・バス・渡船の交通結節機能を強化するため、関係機関と調整を図りつつ、主要なバス停やそれぞれに必要な機能などを位置づけた整備方針を定め、整備を進めます。

本格的な高齢化社会の到来などに対応する観点から、近距離・小規模需要に対応する地域交通を支援するため、地域交通のリ・デザイン（再構築）を図ります。

また、歩行者・自転車ネットワークの形成に向けた整備方針を定め、整備を進めます。

キ 多極連携の集約型都市構造の形成

中心拠点や副拠点、地域生活拠点などの形成と、公共交通の強化によるネットワーク化を総合的に推進するため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度の運用により、集約型都市構造の充実を図ります。

ク 安心・安全なまちづくりの推進

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害に強いまちづくりを推進します。

土砂災害などの災害リスクが高い地域は、立地適正化計画と連動し、居住誘導区域などの安全性が高い地域へ緩やかな移転を促進します。

また、豊かな自然環境を活かしたグリーンインフラを推進するとともに、多様な主体との連携による流域治水を推進します。

公共建築物や都市施設の整備にあたっては、誰もが安全・快適に利用できるようユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

ケ ゼロカーボンシティの実現

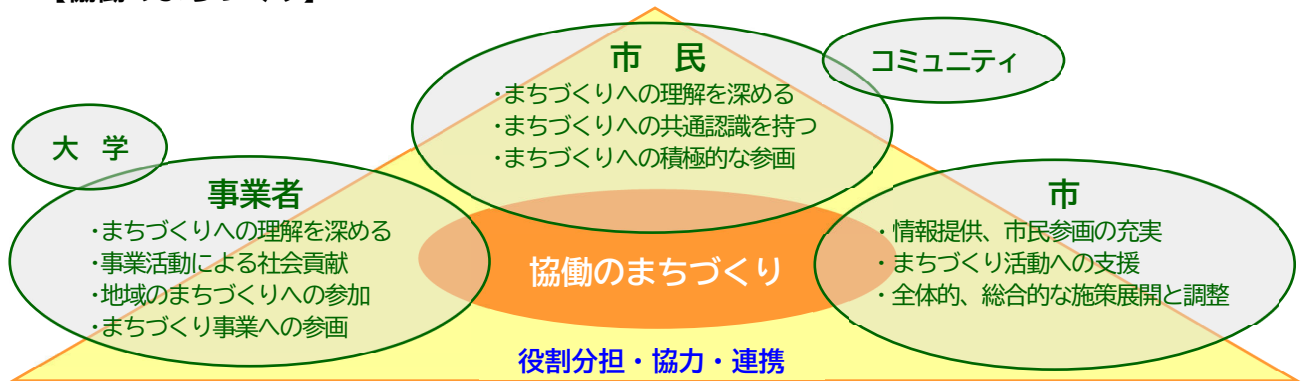
ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーを導入するなど、持続可能な都市を形成するとともに、環境負荷の低減や防災機能など、多面的な機能を有する山林や農地の保全に努めます。

6-2 協働のまちづくりと推進方策

宗像市都市計画マスタープランは、都市全体や地域ごとの目指すべき将来像とこれを実現するための基本的な方針を示すことで、市民や事業者などが都市計画に関する理解を深め、地域の将来像や取り組むべき課題を共有しながら、具体的な都市計画や個別のまちづくりへの積極的な参画を促進する役割を担うものです。

また、市民、事業者などと市が共通の認識に立ち、それぞれの役割と責任を担いつつ、まちづくりの目標実現に向けた取り組みをともに行う協働のまちづくりを進めます。そのため、協働のまちづくりを支える仕組みの充実や市民が主体となったまちづくり活動への支援を確立し、都市計画マスタープランの実現を進めます。

【協働のまちづくり】



ア まちづくり情報の提供

市民や事業者と都市づくりの認識を共有し、市民の主体的なまちづくり活動を促進するため、都市計画に関する情報を積極的に公開、提供します。市民がまちづくりに関する様々な情報を簡単に閲覧できるよう、ホームページなどを通じて現況や問題点などを広く周知するとともに、「ルックルック講座」の都市計画に関するメニューを充実させるなどして、まちづくりへの関心を高めます。

また、より分かりやすい情報提供や協働のまちづくりの促進等を実現するため、都市計画情報など行政情報のデジタル化や、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進します。

イ 市民参画の推進

市民のまちづくりへの関心を高めるとともに、より使いやすく、親しみのある施設や街なみを創出するため、公園や道路、公共施設の整備計画策定、街なみのルールづくりなどにおいて、積極的な市民の参画を推進します。

ウ まちづくりを担う人材の育成

まちづくり活動の中心となる人材の発掘や育成を支援するとともに、大学や市民活動団体などと連携を図りながら多様な人材を目的に合わせて適切に活用します。

また、コミュニティ・センターを地域まちづくりの活動拠点とし、コミュニティ運営協議会を基本にまちづくり活動の組織強化を図ります。

エ まちづくり活動への支援の充実

市民の自主的なまちづくり活動に対して、「人づくりでまちづくり事業」「まちづくり協議会支援事業」などを活用した財政的な支援、また、「コンサルタント派遣」など専門家による技術的な支援を充実させます。

オ 法制度の活用

市民主体のまちづくりを支えるために、都市計画提案制度や地区計画、建築協定、緑地協定など、様々な制度を積極的に活用します。

また、各コミュニティが策定しているまちづくり計画と連携し、都市計画に関する内容については、必要に応じて法的な位置づけを図ります。

カ 市の推進体制の充実と関係機関との連携

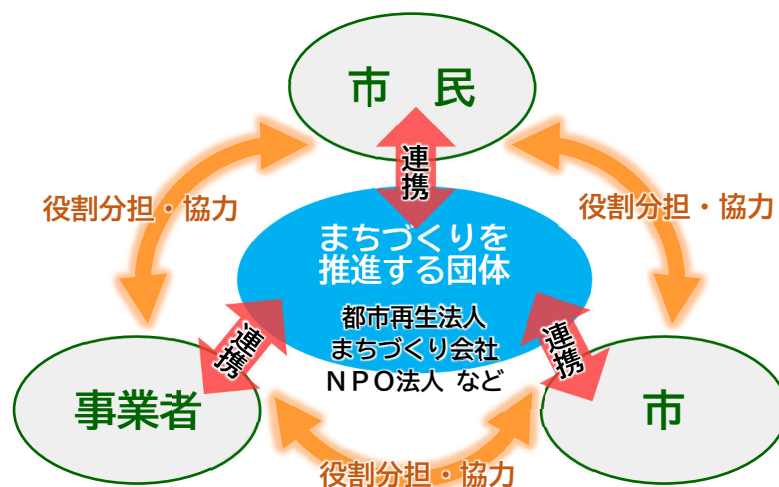
市民の自主的なまちづくり活動を支えるため、都市計画担当部署をはじめ市の推進体制の充実や関係部署との連携を強化します。また、まちづくりの段階に応じて国、県、近隣市町村及び公共交通事業者など関係機関への協力要請と連携を強化します。

キ 市民、事業者、市をつなぐまちづくりを推進する団体との連携

専門的かつ高度な見地を持ちながら、地域に身近な存在となる新たなまちづくりの主体として、まちづくりを推進する団体の設立について検討を進めます。このような団体のありかたとしては都市再生推進法人、まちづくり会社、NPO法人などが考えられますが、地域の特性に応じた計画推進の体制について検討していきます。

まちづくりを推進する団体は、市民・事業者・市との連携を深めながら、通常の「協働のまちづくり」では解決困難な地域課題に対応するなど、持続可能なまちづくりの実現に取り組む新たな担い手としての役割が期待されます。

【まちづくりを推進する団体のイメージ】



6-3 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

都市計画マスタープランの実現を確実なものとするために、定期的に都市づくりの進捗状況を把握するとともに、PDCAサイクルに則った総合経営システムなどを活用した進行管理を、都市計画担当部署が中心となって行います。

また、都市計画マスタープランは、中長期的な都市づくりの基本的な方針を示すものであり、本市では計画期間を10年としています。しかし、福岡県の都市計画区域マスタープランや本市の総合計画など上位計画の改訂、社会経済状況の変化などにより、対応が必要となった場合は、適宜見直しを行います。

その際は、市民意見提出手続や説明会など適切な手法を用い、市民の意見を聴いたうえで改訂を行います。